

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市新型インフルエンザ等対策検討委員会
2 開催日時	令和7年12月23日(火) 午後7時30分から午後9時まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 1階中央保健センター待合ホール
4 出席した者の氏名	(出席者) 独立行政法人国立病院機構 三重病院 院長 菅 秀 公益社団法人 津地区医師会 理事 大川 親久 公益社団法人 久居一志地区医師会 会長 奥野 利幸 一般社団法人 津薬剤師会 副会長 乾 浩也 津保健所 健康増進課 課長 池中 陽子 (事務局) 危機管理部 部長 小谷 寛 危機管理部 次長 山口 滋人 危機管理課 課長 谷 真 危機管理課 調整・担当主幹 駒田 岳一 危機管理課 主事 田邊 萌 健康福祉部 健康医療担当理事 濱田 耕二 健康づくり課 課長 落合 加代 健康づくり課 管理担当副参事 伊藤 英明 健康づくり課 調整・管理担当主幹 岡田 徳子 健康づくり課 保健指導担当副主幹 米倉 一美
5 内容	(1) 各委員あいさつ (2) 津市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

司会(危機管理部長) 本日は年末のお忙しい中、また足元の悪い中、津市新型インフルエンザ等対策検討委員会にお集りいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、津市危機管理部長の小谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。この度津市では、令和元年度から流行いたしました新型コロナウイルス感染症での対応で明らかとなりました課題ですとか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等を踏まえまして、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定されたことに伴い、令和7年3月には県の行動計画が改定されたことから、市の行動計画を改定しようとするものでございます。本委員会は、この特措法に基づきまして、行動計画の作成及び変更に際して、感染症に関する専門的知識を有する学識経験者の皆様からご意見をいただくため、平成26年津市新型インフルエンザ等対策検討委員会設置要綱を制定いたしまして、当委員会を設置したものでございます。

それでは委員会の協議に先立ちまして各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので大変恐縮でございますが、一言ずつご挨拶をいただければ幸いです。

司会（危機管理部長） 独立行政法人 国立病院機構 三重病院 院長 菅 秀 様。

菅委員長 三重病院の菅です。この4月から委員に就任して、この委員会はこれまで前院長の谷口が担当されたんですけれども、それに代わりまして今回から担当させていただきます。この新型インフルエンザ等、コロナも含めますけど、県の方でも COVID の関連で、感染症協議会立ち上げていて、そちらの委員会にも出席を継続的にさせていただいたんですけど、県の行動計画もありますし、市の行動計画を見ながら、ご意見等僭越ながら提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

司会（危機管理部長） 続きまして、公益社団法人 久居一志地区医師会 会長 奥野 利幸 様。

奥野委員 はい。久居一志地区医師会の奥野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会（危機管理部長） 続きまして、公益社団法人 津地区医師会 理事 大川 親久 様。

大川委員 大川です。今日はよろしくお願ひいたします。

司会（危機管理部長） 続きまして、一般社団法人 津薬剤師会 副会長 乾 浩也 様。

乾委員 津薬剤師会の乾と申します。よろしくお願ひいたします。

司会（危機管理部長） 続きまして、津保健所 健康増進課 課長 池中 陽子 様。

池中委員 津保健所の池中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会（危機管理部長） ありがとうございます。本日の委員会は5名の委員皆様すべてにご出席いただいております、委員会設置要綱第6条の定足数を満たしておりますので、ご報告申し上げます。なお、本日の会議は津市情報公開条例の会議の公開の規定に準じて、公開による開催とさせていただいております。会議の結果につきましては、概要を津市ホームページで公開させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員会に移らせていただきますが、委員会設置要綱第5条では委員会に委員長を置き、委員の皆様の互選により定めることになっております。委員の皆様からの御意見を頂戴いたしたいと存じます。

奥野委員 すみません。三重病院の菅先生にお願ひさせていただきたいんですけど、先生いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

司会（危機管理部長） ただいま奥野委員から独立行政法人 国立病院機構 三重病院 院長 菅 秀 様のご就任のご提案がございましたが、皆さんいかがでございますでしょうか。

委員 異議なし

司会（危機管理部長） ご異議無いようございますので、委員長は独立行政法人 国立病院機構 三重病院 院長 菅 秀 様をお願いしたいと思います。

それでは菅様には只今から委員長といたしまして当委員会の進行と取りまとめをお願いしたいと思います。それではどうぞよろしくお願いいたします。

菅委員長 それでは改めまして、三重病院の菅です。ただいま委員長にご指名いただきましたので、会議の司会と取りまとめをさせていただきます。それでは只今から委員会を開催します。まず、事項書1番の各委員の挨拶が終わりますので、事項書2番津市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、資料は6個ありますけれども、それに関してから事務局からご説明いただきます。よろしくお願います。

事務局（危機管理課長） 津市危機管理部危機管理課長の谷でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、まず委員長がおっしゃっていただきました資料の確認をさせていただきます。

先般、事前にお届けにあがらせていただきました資料とは別に、本日、事項書、席次表の2種類を準備させていただいております。先般、事前にお届けにあがらせていただきました資料としましては、資料1-1（津市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（案）について A4両面印刷3枚もの）、資料1-2（現行の計画と改定後の計画との構成比較表 A3片面印刷1枚もの）、資料1-3（津市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要 A4両面印刷4枚もの）、資料1-4（政府行動計画、県行動計画、市行動計画（案）の対策項目対比表 A4片面印刷1枚もの）、資料2-1（津市新型インフルエンザ等対策行動計画（案））、資料2-2（新型コロナウイルス感染症対応記録）、以上6種類の資料となっております。資料が不足しておられる委員さんがおみえでしたら、挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、今から約30分お時間をいただきまして、津市新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）の概要について、主に資料1-1、1-2、1-3、1-4に基づき御説明させていただきたいと思っております。座って失礼いたします。

まず、資料はございませんが、今回改定を行います、津市新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、本市が実施する措置等を示すとともに、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定をいたしまして、幅広く対応できるよう対策の選択を示すものとなっております。今回の改定につきましては、前回改定した平成26年度から約10年ぶりの改定となっております。

それでは、資料1-1の1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、1 背景及び概要につきましては、津市には、現在は平成10年度に策定しました津市新型インフルエンザ等対策行動計画がございます。令和元年度から流行しました新型コロナウイルス感染症での対応で明らかとなった課題や、感染症法及び特措法の改正により、平時から有事に備えた体制構築の準備が推進されたことを踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の幅広い感染症に迅速な対策の切り替えや的確な対応ができる社会を目指すため、国の方で令和6年7月に政府行動計画、令和7年

3月に県行動計画が抜本的に改定されました。本市におきましても、感染症危機に対応できる平時からの体制づくり、市民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現できるよう、国及び県の改定に基づき、市行動計画を改定するものです。

続きまして、2の改定の手法につきましては、国が、政府行動計画と政府行動計画ガイドラインから市町村に関わる項目を抜粋して作成しました「市町村行動計画作成の手引き」に、三重県が加筆したもの、それから、政府行動計画と県行動計画の考え方と整合性をもって改定を進めております。

次に、3 主な改定内容についてですが、その前に、計画の全体をご説明させていただきます。

申し訳ありませんが、資料1-2をご覧ください。A3の資料となっております。この表は、現行の計画と改定後の計画の目次や項目などの構成を比較したものの表となっております。後ほど詳しく御説明させていただきますが、まず、改定後の計画の大きな部分の構成としまして、現行の計画と変わりはありませんが、第1部から第3部までの3部構成となっております。

まず、第1部につきましては、感染症危機の経緯と状況認識や新型インフルエンザ等特措法の考え方、市行動計画の位置付け等が記載されています。

それから、第2部につきましては、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項等が記載しております。

最後、第3部につきましては、各対策項目における発生段階ごとの、本市が実施する具体的な取組みや措置等が記載しております。まず、A3の左半分の部分について、ここには、先ほど説明させていただきました、第1部と第2部の内容を記載しております。表の下段にある凡例を書かせていただいておりますが、比較という欄に「新規」と記載がある部分については新たに追記した項目となっております。「削除」と記載がある部分については現行の計画から省いた項目、「横棒」を記載した項目については、現行の計画と改定後の計画と細かい内容の記載の仕方に違いはありますが、大きな項目としては変更がない項目、「斜線」を引いた項目については、タイトルのみで内容が特にないため斜線としてさせていただいております。「新規」の項目については、主に、新型コロナウイルス感染症での対応で明らかとなった課題に関する項目を追加しております。

次にA3の右半分をご覧ください。こちらには、第3部の内容を記載しております。

まず、発生段階の時間軸について、左側の現行の計画では、1未発生期、2県内未発生期、3県内発生早期、4県内感染期、5小康期の5期であったものを、右側の改定後の計画では、第1節 準備期、第2節 初動期、第3節 対応期の3期に変更しております。

現行計画における未発生期と県内未発生期が改定後の計画では準備期に、それから、県内発生早期が初動期に、県内感染期と小康期が改定後の計画では、対応期に変更しております。

次に対策項目について、現行の計画では7項目であったものを8項目に拡充しております。現行計画の1未発生期の次の(1)実施体制から(7)市民生活及び市民経済の安定の確保までの7項目であったものを、改定後の計画の第8章 実施体制から第8章 市民生活及び市民経済の安定の確保までの8項目に拡充しております。細かくはなりますが、現行計画の(1)実施体制については変わりなく改定後の計画でも第1章 実施体制に、(2)サーベイランス・情報収集については、第1章 実施体制と第2章 情報収集・情報提供・共有・リスクコミュニケーションに整理し、(3)情報提供・共有については、第2章 情報収集・情報提供・共有・リスクコミュニケーションに、(4)まん延防止については変わりなく第3章 まん延防止に、(5)予防接種については第

4章 ワクチンに、(6)医療についても変わりなく第5章 医療に、(7)市民生活及び市民経済の安定の確保についても変わりなく、第8章 市民生活及び市民経済の安定の確保に整理をしております。改定後の計画の第6章 保健と第7章 物資については、新たに追加しております。この2つの項目につきましては、現行計画にも記載はしていましたが、今回の改定で内容を充実し新たに項目出しをしております。

それから、時間軸と対策項目の記載方法について、大きく変更しております。現行の計画は、時間軸毎に対策項目が記載されておりましたが、改定後の計画は、対策項目毎に時間軸を記載しております。

それでは、申し訳ありませんが、再度、資料1-1の1ページをご覧ください。

3の主な改定内容につきまして、まず、(1)の平時の準備の充実についてですが、まず、国が政府行動計画を改定する際に開催しました、学識経験者により構成される新型インフルエンザ等対策推進会議におきまして、新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りや課題の整理が行われ、その中で、新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった課題として、平時からの国や地方自治体の連携体制の準備不足、平時からの実践的な訓練不足、平時からのデジタル化の準備不足など、平時の備えの不足が挙げられました。そのため、それらの課題に対応できるよう政府行動計画、県行動計画において、平時の準備に係る内容が充実されましたので、市行動計画においても同様に改定を行っております。

具体的には、アの全庁的に実効性のある訓練を定期的実施するとともに、継続して点検し改善していくことを新たに追記しております。

次に、イとして、備蓄する感染症対策物資等の充実を図るため、災害対策基本法の規定による防災に必要な物資等の備蓄品と相互に兼ねることが出来る旨を新たに追記しております。

次に、ウですが、DXの推進として、予防接種関係システムについて、国が予防接種事務のデジタル化を整備した場合、本市が活用する健康管理システム等の予防接種関係システムと連携するよう新たに追記をしております。

次に、(2)の時間軸の区分け・対策項目の充実につきましては、先ほどご説明させていただきました内容となっております。

2ページをご覧ください。次に(3)の有事のシナリオの考え方についてですが、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえて、感染症の種類や感染の波のちがいが等に幅広く対応できるよう、あらゆる感染症を念頭に置いたシナリオの考え方を新たに記載しております。

次に、(4)計画の見直しとしまして、政府行動計画や県行動計画をはじめとする、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等をふまえて、必要に応じて市行動計画を改定する旨を改めて記載しております。

次に資料1-3をご覧ください。この資料は、資料2-1（津市新型インフルエンザ等対策行動計画（案））を概要版としてまとめたものです。

まず、第1部は新型インフルエンザ等対策特別措置法と津市新型インフルエンザ等対策行動計画として、第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義など、感染症危機を取り巻く状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定について、第2章 津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応など、津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成、新型コロナウイルス感染症への対応での経験、市行動計画改定の目的について記載しております。2ページをご覧ください。第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針として、第1章 新型インフルエ

ンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等、新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方、さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ、新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項、対策推進のための役割分担について、3ページをご覧ください。第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点について、第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等について記載しております。4ページをご覧ください。ここからは、第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組として、本市が対策項目ごとに実施する取組み、措置等について、発生期の時間軸ごとに記載しております。

まず、第1章 実施体制について、この章には、国、県、市町、医療機関等のさまざまな主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておくこと、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小とするための本市の取組みを記載しております。準備期においては、市行動計画の見直し、実践的な訓練の実施、津市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議の設置等の本市の体制整備・強化、国及び県等との連携の強化について、初動期においては、津市新型インフルエンザ等対策本部、同対策会議の設置、迅速な対策の実施に必要な予算の確保について、対応期においては、適切な新型インフルエンザ等対策の実施、職員の派遣・応援への対応、必要な財政上の措置、津市新型インフルエンザ等対策本部の設置について記載しております。

次に、第2章 情報収集・情報提供・共有・リスクコミュニケーションについて、この章には、感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が拡散したりするおそれがあるため、市民等がこれら情報に惑わされず、適切に判断・行動できるようにするための本市の取組みを記載しております。準備期においては、新型インフルエンザ等の発生前における市の情報収集及び市民や医療機関、医師会をはじめとした医療関係団体等への情報提供、市民への偏見・差別等に関する啓発について、初動期においては、準備期に引き続き、市における情報収集及び市民等への情報提供、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口に寄せられた意見等を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施、それから、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控えるなどの感染対策の妨げにもなり得るため、偏見・差別等への対応について、また、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとして通院を控える事例が想定され、このことにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれがあることから、適切な受診の実施・継続について市民等への呼びかけを行うなどの、偽・誤情報への対応について、対応期においては、初動期に引き続き、市における情報収集及び市民等への迅速な情報提供、双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応について記載しております。

5ページをご覧ください。第3章 まん延防止について、この章には、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するため、それから、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めるための本市の取組みを記載しており

ます。準備期においては、市、学校等における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及など、新型コロナウイルス等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等について、初動期においては、市内でのまん延防止対策の準備について、対応期においては、市民等に対する基本的な感染対策の勧奨、事業者等に対する職場における感染対策の徹底の求め、必要に応じた学級閉鎖・臨時休校等の実施等について記載しております。

次に、第4章 ワクチンについて、この章には、ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることで、新型コロナウイルス等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるための本市の取組みを記載しております。準備期においては、実際にワクチンを供給するに当たって、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、医療機関単位のワクチン分配量を想定しておくなどの、ワクチン供給体制に係る準備、特措法の規定に基づき、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる市の地方公務員等に対して臨時に行われる予防接種である特定接種や、予防接種法の規定に基づき臨時に行われる予防接種である住民接種の接種体制の構築、国において予防接種事務のデジタル化が整備された場合のDXの推進について、初動期においては、準備期に引き続き、ワクチン接種に係る接種会場や、医師会等の協力を得たうえでの接種に携わっていただく医療従事者等の確保などの接種体制の構築について、対応期においては、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づく具体的な予防接種の実施や必要に応じた接種体制の拡充及び接種記録の管理、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について記載しております。

6ページをご覧ください。次に、第5章 医療について、この章には、市民の生活及び健康を守るため、有事においては、新型コロナウイルス等の対応を行う市応急診療所の安定的な運営とともに、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県が実施する感染症医療の提供体制確保に対して、関係医療機関等と連携・協力し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応するための本市の取組みを記載しております。準備期においては、市応急診療所における個人防護具の備蓄や研修の実施などの平時からの準備の実施について、初動期においては、新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の市内医療機関、医師会等への共有、市民へのこれら情報の周知、市応急診療所において発熱外来を行うための準備の実施について、対応期においては、市民等への地域の医療提供体制や県が設置する相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含めた医療機関への受診方法等の周知、市応急診療所における発熱外来の実施等について記載しております。

次に、第6章 保健について、新たに項目出しし追加した章です。この章には、市民への情報提供・リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得るための本市の取組みを記載しております。準備期においては、研修・訓練等の実施、保健所や医療機関、他の市町等のさまざまな主体との連携体制の構築、要配慮者の事前把握や支援内容の検討等について、初動期においては、要配慮者への支援の準備、市民への情報発信の開始について、対応期においては、県が実施する新型コロナウイルス等患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供等に関する協力、要配慮者への支援の実施等について記載しております。

7ページをご覧ください。次に、第7章 物資について、この章も新たに項目出しし追加した章です。この章には、新型コロナウイルス等が発生した場合には、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の

急激な利用の増加によるこれら物資等の不足により、感染症対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への被害が生じることを防ぐための本市の取組みを記載しております。準備期においては、個人防護具を含めた感染症対策物資の備蓄等について、初動期においては、感染症対策物資の備蓄状況等の確認、円滑な供給に向けた準備について、対応期においては、初動期に引き続き、感染症対策物資の備蓄状況の確認等について記載しております。

最後になりますが、第8章 市民生活及び市民経済の安定の確保について、この章には、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時における、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行うための本市の取組みを記載しております。準備期においては、関係機関や庁内における情報共有体制の整備、物資及び資材の備蓄、要配慮者への生活支援等の準備、火葬体制の構築、廃棄物に関する対策整備等の準備について、初動期においては、要配慮者への生活支援等の実施、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えた一時的な遺体安置施設等の確保準備、廃棄物処理に関する対応について、対応期においては、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資の価格の安定等の市民生活の安定の確保を対象とした対応、事業者に対する支援等の社会経済活動の安定の確保を対象とした対応について記載しております。

次に資料1-4をご覧ください。この資料は、現行の計画と改定後の計画の国、県、市それぞれの行動計画に記載されている対策項目を比較したものです。現行の計画と改定後の計画を比較しますと、国の政府行動計画、県の行動計画においても、6項目から13項目に拡充されております。改定後の市の行動計画においては、先ほど説明させていただきましたとおり、8項目に拡充しており、国、県の行動計画と5項目の違いがありますが、市行動計画（案）欄中の※印に記載のとおり、それらについては、国及び県の対策項目であることから市行動計画には含めておりません。

概要に係る説明は以上となります。

次に、資料2-1につきましては、津市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）になります。資料2-2につきましては、本計画案に内部用補足資料として、新型コロナウイルス感染症流行時に、市役所の各部署が行っていた取組みを後世に引き継ぎ、記録集として取りまとめた資料となっております。

最後に今後のスケジュールについて、申し訳ありませんが、再度、資料1-1の2ページをご覧くださいと思います。7の今後のスケジュールについてですが、本日の検討委員会が終わり、委員の皆さまからご意見をいただきましたら、その内容を検討し、行動計画案に反映等をさせていただきますと思います。その後、その行動計画案を、来年2月に市議会へ資料送付し、その後、パブリックコメント、県への意見照会を行ったうえで、3月末頃から4月頃を目途に改定（案）を決定し、その後、改めて、再度委員の皆さまへのご報告、議会への報告、県への報告、公表を行いたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

菅委員長

はい。ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたけれども、最後には今後のスケジュールでご紹介いただきましたけれども、今日の委員会での意見等を踏まえて改定等が行われ、それを議会、パブリックコメント

を経て、改定となっていきますので、本委員会の意見は貴重なものとなりますので、積極的にご意見・ご発言を宜しくお願ひしたいと思います。

それでは、広範な内容で 30 分間にわたるご説明ということで、どこを切り口に話をといることはないんですけど、それでも委員の皆様のご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願ひします。

奥野先生、どうぞ。

奥野委員

今の話聞いてですね、非常に災害対策というような感じで聞かせていただいたんですけども、資料 1-1 の主な改定内容のことで、国及び県と連携して平時から全庁的な実効性のある訓練を定期的実施し、不断の点検・改善を行うというふうにしてあるんですけど、具体的にはいつ、年に何回ぐらいこういう訓練をどういうふうな形でされる予定とか組まれてるのかどうか、そういうことまで検討されているのかどうかというのをちょっと教えていただきたい。我々医師会とかですね、薬剤師会とかですね、病院さんとか、そういうところに参加していくのかどうか、訓練っていう形だとかどのような形で行うの予定なのか教えていただきたい。

2 点目がですね、備蓄する感染症対策物資等も多分どのぐらい備蓄されるかとかそういうことを確認していくんだと思うんですけども、例えばどこにどれだけあるかとか、そういうのをどのような形で年に何回ぐらい把握したとかですね、そういう具体的なところがはっきりしていれば、よろしければ教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

菅委員長

ご意見ありがとうございます。事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局（健康福祉部担当理事）

健康医療担当理事の濱田と申します。よろしくお願ひいたします。訓練なんですけども、今回、国・県が言っている具体的にこんな訓練をやりますと言うのは、具体的な内容が示されて無いですけども、実際に、例えば医療の関係ですと、県の方で新興感染症の対応力を強化するための研修が実施されておりまして、私どもの市の方からも参加をさせていただいている状況でございます。毎年度おそらく開催され、今年度も実施されるということで、参加する予定になっています。まだ具体的にある程度、大規模な訓練をするかっていうところまでは、具体的には決まってないという状況なんですけれども、今申し上げたようなやっている研修・訓練には参加していくという方向です。

備蓄の方なんですけども、この医療に関わる部分については、医療措置協定を結ぶ中で、例えばサージカルマスク、ガウン、フェイスシールドであるとか滅菌手袋とか、そういうものはこれだけ備蓄しておくこととすることで、2 ヶ月程度を想定されるんですけども、実際には協定に謳われる数よりも数はかなり備蓄しております。例えばサージカルマスクで言いますと、協定上は 300 枚となっているんですけども、現実的には 1 万枚以上ストックがございます。すべて協定に基づいた備蓄すべきものについては、実際の枚数はきちんと 1 枚単位で把握してらるっていう状況でございます。

奥野委員

ありがとうございます。

菅委員長

ありがとうございました。最後の備蓄のところ私もお聞きしようと思っていたので、聞いていただいてありがとうございました。第 7 章第 1 節の物資の準備期のところ書かれている内容ということでよろしいでしょうか。

事務局（危機  
管理部長） おっしゃるとおりでございます。

菅委員長 ここにですね、欄外にもこう注釈で書いてもらってあって、県は初動1か月分の備蓄の確保は2ヶ月目以降、協議会以降の間の備蓄の確保で、市はおっしゃったとおりだと思うんで、それが明記されていないので、それを具体的に書かれるとか、そういうのはいかがでしょうか。

事務局（健康  
福祉部担当  
理事） はい。そうですね、市も医療措置協定に基づいて2ヶ月分というそういう  
菅委員長 スパンでの数字になってるんで、記述の方考えさせていただきます。ありがとうございます。

菅委員長 その他の方がいかがでしょうか。

大川委員から順番にお願いします。

大川委員 素朴な質問で申し訳ないのですが、備蓄するマスクとか手袋って意外と消費期限みたいなものがありますよね。だからマスクってゴム切れたりしますよね。実際ちょっと古いのを大学持って恥かいたことがあるんですけど、そういうものをどうするのか。だから例えば古くなってきたら放出するのか、ローリングストックしているのか。医療機関はちびちび使うわけですけど、市ってどうするのか。

事務局（健康  
福祉部担当  
理事） そうですね、災害用の物についてはローリングストックをしております。今申し上げた一定あるストックの分っていうのは、そこまでの管理がされていないので、そこはおっしゃられるように使える期限は考えつつ、その医療措置協定に基づく数以上の備蓄は、一旦今ございますので、おっしゃるようにマスクとかそういう部分、確かに災害用のものとしてはローリングストックしてるんですけども、それ以上の数の分については期限のところを考えていく必要があるというふうに思っております。

大川委員 もう1点、DXの推進という言葉が出てきて、何かなと思ったら、要はワクチンがいずれデジタル化するのに乗っかっていうことですよ。だからそれがまだこれからという話なんですけれども、例えばその出来たシステムが新興感染症、全く未知のワクチンが出てきて、ウイルスが出てきて、そのワクチンができた時にシステムを改変していく必要がある。プログラムそういう柔軟性を最初から考えているかどうか。

事務局（健康  
づくり課長） 健康づくり課長の落合でございます。予防接種のDXにつきましては、国の方が定期の予防接種につきまして、令和10年を目指して、行政もそうですし、医療機関とか市民の方も含めてのDX化ということで、進めておりますので、国の方向性にしたがって市の方は進めていくというような形になります。今、お答えできるのはそのくらいになります。

大川委員 ありがとうございます。

菅委員長 今大川先生がご質問された2つの項目の1個目なんですけど、繰り返しにはなりますが、この行動計画の先ほどの第7章第1節の準備期のところには備蓄等の1-2 ②に明確にローリングストック方式による備蓄を基本とする、と書いてあるので、ローリングストックされるということですか。

事務局（健康

はい。この个人防护具については、ここに書いてある通りローリングスト

福祉部担当  
理事) ックをしていくと言うことが基本になってますので、それをしてまいりま  
す。

菅委員長 今回具体的にそれをどこでどう使われるのか、市の職員の方が皆さん使わ  
ないですよ、どこでどういうふうに使われるとかあるんですか。

事務局(健康  
福祉部担当  
理事) 実際にはですね、基本は私どもの応急の診療所の医療機関になるんですけ  
れども、それ以外の感染症が起こった時に市の職員がいろんなどころへ、い  
ろんな場面で動くことがあると思うので、それは必要に応じて、着用が必要  
であれば、それを使っていくということになるかと思います。

菅委員長 これは通常の新規インフルエンザ等の新興感染症じゃない感染症のこ  
とで、市の職員の方が個人防護服を使うことがあるので、それで使っている  
ということですか。

事務局(健康  
福祉部担当  
理事) そうですね、これは新規インフルエンザ等なんで、当然いろんな感染症の  
中で市の職員が感染の恐れがある場所に出向かなければいけない時には、こ  
の個人防護服っていうのを使うことになります。

菅委員長 ありがとうございます。そういう状況は年に何件ぐらいどの程度あって、  
それを使えるのかなという心配があったので。

事務局(健康  
福祉部担当  
理事) 実際にはなかなか平時に、それを使うということは、この応急診療所以外  
はなかなかちょっと想定はしにくいんですけども。

菅委員長 そうすると応急診療所で使っていくという理解でいいですか。

事務局(健康  
福祉部担当  
理事) 基本的にはそうですね。

菅委員長 それは備蓄があって、一定数は応急診療所でコンスタントに使ってその備  
蓄放出するということですね

事務局(健康  
福祉部担当  
理事) そうですね。

菅委員長 わかりました。ありがとうございます。

2点目のデジタルトランスフォーメーションで、ちょうど津の会議なので聞こう  
と思っていたところなんですが、私はワクチンの県の協議会の委員をしてい  
て、2月に県の公式審議会のワクチン部会があるので、そこでも県からお話  
を聞こうかなと思ってのんですが、先ほどですね、来年度から国は予防接種  
デジタル化ということで、3年間でやるというふうに、多分10回近く国か  
らの説明会とかしているという風に聞いてるんですけども、県にどうなっ  
てるのって聞いたら、まだ全然進んでないと。県が単位で進めるのかと言っ  
たら、いやそうじゃなくて、市町が個々に進めるんだ、というふうに県は言  
ってたんですね。三重県の中でどこの市がやっていますかという、全然進  
んでない、ということなんで、なので国についていくとかでもなくて、市が  
手をあげて、私のとこやっていきますよということ、多分進めていくもの  
なのかなと私は理解していて、その点で津市が先陣を切ってやる意気込みを

持っておられるのか、あるいはその準備をしておられるのかというのを教えていただければと思います。ちょっとこのテーマと少し違うんですけども、平常時準備は非常に大事なことなので、差支えのない範囲でお願いします。

事務局（健康づくり課長） 今、予防接種につきましては、システムの方を国の標準化システムに合わせていくという作業をしているところでございます。それが完了しましたら、次のステップに進んで行くという予定でございますので、今ある予防接種のシステムを標準化に向けて進めているという状況でございます。

菅委員長 ありがとうございます。足並みをそろえないといけないのかどうかよく分からないですけど、県単位でやっていくのが、一番実務的にはいいのかなと思ったりするんですけども。3年間で着実に進めていただけるよう、よろしく願いいたします。

それでは、池中委員お願いします。

池中委員 新型コロナウイルス感染症の際にはですね、医療機関さんとか、医師会の先生方、薬剤師会の先生方をはじめとして本当にいろんな関係機関の方に助けていただいてあの時期を乗り切れたんだろうなというふうに思っております。もちろんそこには津市さんも含まれておりまして、健康観察の部分であったりとか、住民さんへの正しい知識の提供であったりとか、今後も生活支援の部分であったりとか、計画に含めていただいておりまして、新たな感染症が起きた時にも津市の住民さんが安心して生活ができるような計画にしているなというふうに感じました。基本的には市町村行動計画作成の手引きに沿って作っていただいておりまして、その項目を載せていただいているんだなというのは拝見しまして感じたところなんですけど、なんか独自に、例えば何かこう入れられたようなところへんとかですね、そういったところがあったら教えていただけたらなと思います。拝見していて、交通への協力とかその辺がもしかして独自なのかな、と思いながらなんですけれども、その辺を教えていただけたらありがたいなというふうに思います。

菅委員長 ありがとうございます。事務局さんどうですか。

市町の規模によって、一般的にはこうやっているけど、それは津では難しいとか、逆に津はこれできるよとか、いろいろあると思うんですけど、何かあればお願いします。

事務局（健康づくり課長） ほぼほぼ手引きに沿って、作らせていただいておりまして、独自の部分といたしましては、第8章の市民生活及び市民経済の安定の確保というところの81ページになります、1-6 廃棄物に関する対策整備等の準備というところで、ここにつきましては、市民がゴミをどう捨てていくかっていうところで、感染のまん延防止にもつながってくる部分とその生活を安定的に確保するという部分で、この廃棄物に関する対策整備等の準備というところは独自に追加をさせていただいているところでございます。

池中委員 ありがとうございます。そうですね。コロナの時も、どうやって家で出たものを捨てたらいいんだろうかっていう質問とかもたくさん保健所にもあったかなと思います。そういったところへんも色々お考えいただいたんだなというのが分かりました。どうもありがとうございました。以上です。

菅委員長 ありがとうございました。

それでは、乾委員。

乾委員 感染対策物資の災害対策の部分と相互に兼ねることができるっていう記載を今回されたっていうことだと思うんですけども、今まではなかったですかね。これは災害の方の対策マニュアルといいますか、行動計画にももう記載はされて、一方的ではないということによろしいでしょうか。

事務局（危機管理部長） 危機管理部の小谷でございます。ご指摘の部分につきましては、今回、災害対策基本法の改正によって新たに設けられた項目でありまして、元々災害対策のために備蓄するものという物品がある程度揃っている中で、そこと競合する部分については兼ねることができるという趣旨になりまして、あえて津市の地域防災計画にこちらのインフルエンザ行動計画と兼ねるといふ書き方はしておりませんが、考え方としては一致するものでありまして、それから先ほどの補足でございますけれども、ローリングストックにつきましても私どもの場合ですと、災害対策部門では、例えば三年間の期限があったときに残り1年残して、残り1年で次のところで何か活用してもらえるような提供の仕方をするローリングストックしております。期限が切れるギリギリでは、やっぱり有効活用できないということもありまして、例えばマスクであれば消防ですとか学校ですとか、そういうところにも提供可能であり、受け入れてもらえる場合はそういう活用の仕方一つ方法としては選択肢の中に入っております、そういう形で物資の管理というのは努めているところでございます。

乾委員 ありがとうございます。結構大量な備蓄を持たれているということなんで、即座に対応するっていうのはすごく難しいと思うんですけど、  
あともう一つ教えて欲しいのが、先ほどお話がありました、第2章の情報収集とかのところ、SNSを活用してというお話があったんですけども、具体的にはその SNS でどのように情報収集して、これまた情報の発信も SNS を使ってされていくのか。また具体的な案があるのでしょうか。

事務局（危機管理部長） 災害の関係も関連いたしますが、パンデミックになりますと同じような状況になると思いますので、まずはいわゆるフェイク情報がまん延した時に正しい情報が阻害されて必要な情報が市民の皆さんに届かない恐れがあるところで、我々はまずリサーチをしてどんな情報が出ているか当然チェックはする体制を取ろうということを考えております。これは災害でも同じでございます。その上でやはり市が把握した情報、正しい情報ですね、積極的に発信することで、フェイク情報と正しい情報の違いを感じていただけるような形にしなければならないというところでありまして、実は私ども反省すべきが多くありまして、今まで災害のときにそれほど多く情報を流していたかという、幸いにもあまり大きな災害が津市ではございませんでしたので、そういうことでちょっと足りなかったものがあるんだろうなというふうに反省しているところです。ここで今後はですね、今津市では LINE とかですね、SNS を活用した情報発信っていうのも積極的に取り組んでいるということで考えておりますし、来年になりましたらホームページもリニューアルしまして、もう少し情報が行き届くようなやり方をですね、今後各部局で考えていくということになりますので、その場面場面で、できるだけリアルな情報を分かりやすくお伝えするということも一つの方法だというふうに考えております。

乾委員 ありがとうございます。災害とかもリンクしながら情報発信をされるということで、わかりました。ありがとうございます。

菅委員長           ありがとうございます。ほかに何かありますか。

大川委員           質問というか、要望というか、なんていうか、資料2-2というのは、コロナウイルスの対応の津市分の後世のための記録という理解とかでよかったですね。我々というか、私というか、コロナウイルスの対応と言ったらやっぱりコロナワクチン。もうちょっとというと大規模接種。これ一切記録ないんですけど、津市は関係なかったんですか。大規模接種に関する記録とかってどこに書いてありますか。

事務局（健康づくり課長）   大規模接種は県がやられていて、先生方にご協力いただいた集団接種とか個別接種は市の役割となっております。

大川委員           そうなんです。それに関する記録はどこにありますか。

事務局（健康づくり課長）   ワクチンの接種につきましては、今回はこの資料としてまとめているのが国の交付金を使った部分でございまして、そのワクチンについては担当課のところでもまとめたものが残っているというような状況でございます。

大川委員           要望なんですけど、結局何年か経ってからワクチンどうしたってなってくるので、国の事業、県の事業と横断とは思いますが、例えば今思い出すとディープフリーザーで送ったとか、拠点作ってどうこうしたとか、津市の管轄ではないんですけども、そういったことを残された方が後世の記録っていうことでしたら、大規模接種どうしたのかね、医師の視点というか要望です。以上です。

菅委員長           ありがとうございます。大変重要な点のご指摘かと思しますので、要望として検討いただければいいかなと思います。

やっぱり、これまで日本全体が感染症対策に不用心であったというのは、今回の COVID、パンデミックで言われていて、結局何も 2009 年の新型インフルから、学べてない、まあ何もというのは言い過ぎなんですけど、それが生かしていなかったというのが国・県としても反省点としているところで、そもそも平成 21 年 3 月っていつだったんだと思ったんですけど、2009 年ですよ。2009 年 3 月に対策行動計画を津市が策定していて、確か 2009 年の新型インフルエンザが津市に最初に入ったのがいつか知らないんですけども、もうちょっと後ですよ。5 月に神戸・大阪で最初に広がって、多分津市の第 1 例は夏頃かと思うんですね。ただこれがあっただけでも、なかなかうまくいかなかったと。そういうこともあって、また大規模に行動計画の改定がされたと思うんですけど、やはり今回の大規模な対策をやって、ある程度の効果は当然あったことでしょうし、なかったところがあって問題も多々あったのでそれをきちんと記録ですね。やっぱり記憶だとなくなっちゃいますから、記録をして、記録があるんでしょけれども、まとまってないと、どこにどうあるのか分からないので、やはり後世の 5 年後、10 年後、20 年後にここに集まった人たちがこうだったんだなって言うことで、じゃあ今回はこういうような指標ができるものを残していただければというふうに思います。ありがとうございます。

あと何かいかがでしょうか。

それから、この行動計画が書かれているんですけども、特にワクチンのことばかりで申し訳なんですけど、間違ってることが書いてあるというわけ

ではなくで、非常に事細かに予防接種に必要な物の可能性とか資材とかですね、あの接種会場で想定される物品がすごく細かく書いてあるんですね。具体的に。そこだけすごく細かく書いてあってなんかちょっと違和感を、感じたんですけど、これは何か意図があるんでしょうか。

事務局（健康  
づくり課長）

もともとの三重県が示された手引きの中にも詳しく書かれておりまして、なおかつ実際に市として行ったことも踏まえて、ガイドラインがございまして、そのガイドラインも参考にさせていただいて、詳細に示させていただいて、実際に動く時は動きやすいようにということでもかなり詳細にはなっております。

菅委員長

記載している内容が誤っているとか、不適切ということでは全くなくて、ただマニュアル的な内容になっていて、そこまで行動計画に書くものなのかどうかっていうのがあって、それは他のところでももっと書かないと、書くところがあるでしょうということで、そういう感じだったので、このまま残していただいても私は異論はないのですが、検討いただいたらいいかなと思いますね。必要な資材はどこを参照にしてくださいと書いて、リファレンスを載せておけばいいのかなと思っています。

それから、平時の対応がすごく重要だと思いますけれども、いろんなリスクコミュニケーションですね。これ非常に大事で、感染者の方に対してのいろんな仕組みやワクチン、治療薬に対して、いろんなことが SNS でいっぱい誤情報も含めて飛び交うのですよね、ですからやっぱりそこらへのメディアリテラシーを含めて住民の皆さんにやはりこう正しいというか、そういう時こそ、どういうところで情報を得てくださいねっていうようなことを津市でも改めてして行って、普段から啓発活動ですね。感染症、新興感染症に対してのこととか、そういうなんか具体的に市民の方に対しての普段からのアプローチとか、何かそういうの予定ありますか。今年度はもう終わってしまうんですけど、来年度から予定されているというものがありましたら、教えてください。

事務局（健康  
づくり課長）

感染症対策につきましては、本当に平時から季節性インフルエンザの予防、コロナの予防というところでの啓発を中心に行なっているところです。その新興感染症も含めてというふうに言いますと、今後そういうことも含めながらの啓発について検討して行きたいと思っておりますので、具体的にこんなふうに行っているところについては、まだ検討中というところでございます。

菅委員長

ありがとうございます。これは新興感染症に限らず感染症全体において、啓発に関しては、非常に大事なかなと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

その他よろしいでしょうか。

それではいただいたご意見等を踏まえての、行動計画の改定を行っていたければと思います。よろしく願いいたします。

これで、用意した議事は終了なんですけど、集まられているので、新興感染症に関して、お時間も少し残っておりますので、ご自由にご発言いただければと思いますが、いかかでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは私から少し。先ほどの市民への啓発ということも絡むんですけど、少しワクチンのことばかりで申し訳ないですけど、行動計画に書いたようにワクチン接種がすごく問題になっていて、WHO の

世界の健康協議にある 2019 年から協議に上げているわけなんです、実際それが本当に本題になっていて、特にはしかですね。MR ワクチンの接種率というのがすごく憂慮されていて、この 5 年間で日本全国で 95% をきってきていると言う状況で、津市もご承知ですか。91% ですよ。市によっては、80 数% なんです。幸いなことに三重県内で今年はしかは出ていないんですけども、そういうのはありますし、それから子宮頸がんワクチンですね。なかなか接種率が伸びないと言うこともあって、もちろん国あるいは県がいろんなパンフレットとか作ってると思うんですけども、市です、特に何かそういうことを解消していこうという今後に向けての動き等、何かありましたらお願いします。

事務局（健康づくり課長） はしかにつきましては、MR ワクチンの接種率なんですけれども、今正しい数字を持ちあわせていないんですが、一期の接種率が少し 95% に届かない 94.何パーセントってところです。市の方としては、95% を目指して 1 歳になる頃には接種勧奨の通知をさせていただいたりとか、2 歳間近になってまだ接種をしていないお子様については個別に保健師の方から連絡をさせていただくようなことをしております、なんとか 95% 以上に接種率を上げることを目標に取り組んでおります。HPV ワクチンにつきましても接種率を上げていきたいと思っておりますので、個別通知はもちろんしておりますし、広報とかいろんな団体さんが集まっている会もございまして、HPV ワクチンの啓発について、いろんな方面のご意見も聞きながら、また学校教育とも連携をとりながら進めていきたいと考えております。

菅委員長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてがメインのテーマですので、よろしいでしょうか。

それでは、これにて本日の会議は終了といたします。事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

司会（危機管理部長） 菅委員長、それから委員の皆様、大変ありがとうございました。本日は、大変貴重なご意見を頂戴いたしまして、改めて御礼申し上げます。本日頂戴しましたご意見を踏まえまして、本市の行動計画の改定を進めてまいりたいと思っております。

この委員会終了後、今後、事務局からの説明申し上げましたとおり、2 月から 3 月の間にパブリックコメントと県への意見照会を予定しております。本日以降、本計画につきまして、新たにお気づきの点、ご意見・ご質問等ございましたら、危機管理課または健康づくり課までご連絡をいただければと思います。

それでは以上を持ちまして、津市新型インフルエンザ等対策検討委員会を終了させていただきます。

長時間ありがとうございました。